

第23日

令和2年3月18日（水）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案については、別紙配付のとおり、審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第19号議案ほか1件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 小島清人君登壇）

○総務文教常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第19号議案ほか1件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第19号議案朝倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されたことに伴い、朝倉市固定資産評価審査委員会条例が引用する法律の題名を、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」へ改正することなどを行い、規定を整理するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてです。

朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）に、朝倉市杷木物産館整備事業を追加するもので、施設の老朽化が進んでいることから、施設利用者の利便性を確保するため、計画的に施設整備を行うことを目的としています。

事業の内容は、ファームステーションバサロにありますキュービクル施設の更新です。キュービクル施設は、電力会社から供給を受けた高圧電流を低圧電流に変圧する施設で、不具合が生じると、店舗全体の電気の供給が停止することから、営業が長期にわたり困難となるものです。

平成8年の操業開始以来、キュービクル施設は更新されておらず、耐用年数を過ぎ、不測の事態も懸念されていたことから、更新計画を立て、更新したものです。

また、店舗内のエアコンも同様に操業開始以来、更新されておらず、故障していたことから、キュービクル施設にあわせて更新されています。

ほかにも耐用年数を過ぎた施設等があり、今後、計画的な更新の検討を行っていくとの

ことです。

委員会では、キュービクル施設等の更新時期を確認したところ、平成31年4月から8月において施工済みであり、朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）に、朝倉市杷木物産館整備事業を追加することで、過疎対策事業債を使うことができるということです。

なお、過疎対策事業債の事業費における充当率は100%、その元利償還金の70%が交付税で措置されます。

本委員会としましては、ファームステーションバサロにおいて、キュービクル施設等の更新は必要であり、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第19号議案朝倉市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市過疎地域自立促進計画（杷木地域）の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第2号議案ほか8件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

(環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇)

○環境民生常任委員長(大庭きみ子君) 皆様、おはようございます。ただいま議題となりました第2号議案ほか8件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第2号議案令和2年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。

本特別会計は、住宅の改修や新築に充てるための資金や、宅地を取得するための資金の貸付事業が実施されていたもので、現在は償還事務のみを行っています。予算総額を684万円で編成するもので、昨年度当初予算と比較し54万4,000円減少しています。これは、元利完済に伴う滞納件数の減少や滞納者の高齢化に伴い、償還額が減少したことによるものです。

令和2年度の計画としては、可能な限り滞納者との面談を行い、償還意識に欠ける方に対しては、法的措置の検討もあわせて進めることで、滞納問題の解決に取り組むとのことでした。

審査に当たりましては、滞納件数の推移について確認したところ、令和元年度末で40件の見込みであり、平成29年度末42件、平成30年度末41件と減少してきているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案の報告に入ります前に、関連がありますので、第20号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを御報告いたします。

本件の主な改正点は、国民健康保険税基礎課税分の所得割について、現行の100分の8.5を100分の8.6に、1人当たり均等割額について、2万6,000円を2万8,000円に、世帯別平等割額について、2万5,000円を2万6,000円に、同じく、世帯別平等割額の特定世帯について、1万2,500円を1万3,000円に、特定継続世帯について、1万8,750円を1万9,500円に改めるものです。増加分を被保険者数で割り戻した1人当たりの影響額は2,200円弱で、世帯や保険税軽減の状況等により変わってくるとのことです。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日です。

平成30年度に県が国民健康保険財政運営の主体となる際、制度改革の影響を考慮して、初めの3年間は平成28年度の負担水準を超えないようにするという激変緩和措置が講じられていましたが、将来見通しを踏まえて、これを2年間に短縮する見直しが行われました。

これにより、朝倉市の令和2年度の1人当たり納付金は約1万円増加し、現行の保険税率での試算の結果、県から示された令和2年度の国保事業費納付金を納めるために必要な財源が不足する結果となりました。

これまで、激変緩和措置と収納対策等により税率改定は回避されてきたところですが、

被保険者数の減少や高齢化による1人当たり医療費の伸びを考慮すると、現在行っている収納対策などで対応できる範囲を超えているとの判断がなされました。そこで、税率改定について、国民健康保険運営協議会に諮問し、税率改定はやむを得ないとの答申がなされています。

改定幅については、激変緩和措置見直し後初の税率改定であることを鑑み、県の示す標準的な収納率ではなく、県下でも高い位置にある朝倉市の過去5年間の収納率の平均値を採用することで、被保険者への影響をできるだけ抑えているとのことです。今後の見込みについて、県から示される納付金額に応じた年度ごとの対応が必要になるため、小刻みな税率改定の可能性もあるとの説明もありました。

審査に当たりましては、今後、医療費の伸びが抑制されれば、国保税率を上げる必要がなくなるのかという点についてただしました。執行部によりますと、県単位の財政運営により、県内他市町村の状況にも影響を受けることに加え、納付金算定に当たっては医療費水準だけでなく所得水準も関係するため一概に言えないものの、医療費適正化には引き続き力を入れていく必要があるとのことです。

また、健康づくりの面からの医療費適正化の方策についてもただしたところ、市民への保健指導時に保健師や管理栄養士が食事や運動などのアドバイスを行い、病気にかからなくて済む体づくりに取り組んでいるとのことです。

また、議会及び市民への説明の期間が短いのではないかとという点についてもただしました。執行部によりますと、現状では県から納付金算定結果が示されるのが1月であるため、数値が確定していない状態で税率改定の判断をするのが困難であったことから、本定例会への上程に至ったとのことです。なお、可能な限り早い時期に納付金算定結果が示されるよう県へ要望を続けていくとともに、市民に対しては納税通知までの期間に十分な広報を行うとのことです。

本委員会としましては、本改正が県単位化に対応した国保財政運営のために不可欠な改正であることを認め、関係各課との連携した取り組みによって市民の健康づくり及び医療費適正化が推進されていくことを前提に、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。

まず、事業勘定については、予算総額を72億5,335万5,000円で編成するもので、平成31年度当初予算と比較し、ほぼ横ばいとなっています。

令和2年度の被保険者数の見込みは1万2,575人で、少子高齢化や被用者保険適用拡大の影響により、近年著しい減少傾向にあります。

また、平成30年度の1人当たりの医療費は43万529円で、平成29年度と比較して3.6%の伸びとなっており、県内で医療費の高いほうから数えて6番目までが指定される高医療費市町村に、令和2年度に再指定されることが決まっています。被保険者の高齢化がその主

な要因であり、朝倉市においては、65歳以上の被保険者が国保全体の約45%を占めているとのことです。

平成30年度からの新たな国保制度の開始に伴い、県内市町村の医療費総額見込みのうち、公費充当される部分以外を各市町村で負担する国保事業費納付金制度が導入されています。県によって示されるこの納付金の主な財源は国民健康保険税です。制度改革後、激変緩和措置の対象であった平成31年度は税率を変更することなく予算編成ができていましたが、令和2年度は県が示した国保事業費納付金額を踏まえ、税率改定を反映した予算編成となっています。

審査に当たりましては、当初予算編成時の一般会計からの繰り入れのあり方についてただしました。執行部によりますと、法定の基準に基づき行うものと、市単独事業の波及分として行うものがあり、赤字補填のための一般会計からの繰り入れは、当初予算編成時点では行っていないとのことです。

また、国民健康保険税の収納対策についてもただしました。執行部によりますと、分納不履行や連絡に応じないなどのケースは財産調査等の対策を講じ、県下5番目に高い96.2%の徴収率となっているとのことです。

次に、直営診療施設勘定については、予算総額を3億475万4,000円で編成するもので、平成31年度当初予算と比較し2.9%の減少となっています。これは主に大型の医療用機器の購入などがなかったことによるものとのことです。

地域予防医療のかなめである朝倉診療所は、外来診療のほか半日人間ドックなどの特色ある事業を通して、地域住民が安心して医療を受けられる体制づくりに寄与しています。運営については、独立採算性が維持されています。

朝倉診療所の充実した医療体制については、市民に十分浸透しきれていない面があることから、今後もホームページやツイッターなどでの広報活動が予定されています。

本委員会としましては、国民健康保険税の徴収率が県下でも高い位置にあることを評価しつつ、財政健全化のための継続的な取り組みの重要性を確認しました。また、朝倉診療所の歴史ある予防医療施設の機能を最大限に生かしたさらなる医療費適正化の実現に期待して、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案令和2年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

本制度の運営主体は福岡県後期高齢者医療広域連合で、市は保険料の徴収や相談などの窓口業務を行っています。予算総額を9億4,631万3,000円で編成するもので、平成31年度当初予算と比較し3.1%増加しています。

令和2年度の年間平均被保険者数は9,553人で、平成31年度と比較し69人の増加が見込まれています。

歳入を大きく占める後期高齢者医療保険料については、被保険者の増加や保険料の軽減特例の見直しにより、平成31年度と比較し1.7%の増加が見込まれています。

平成30年度の朝倉市後期高齢者の1人当たり医療費は117万円と県平均より8,000円低い状況となっています。

医療費適正化のために平成28年度から市が行っている、おくすり相談バッグ運動に加え、令和2年度からは、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業の開始が予定されています。高齢になるにつれて体力が低下し要介護状態になりやすくなるとされているため、保健師や管理栄養士などの医療専門職がかかわり、高齢者に元気を取り戻してもらう取り組みを広域連合と連携して進めていくとのことです。

審査に当たりましては、保険料未納分の徴収方法についてただしました。執行部によりますと、電話による納付催告時に未納となった理由などを丁寧に聞き取り、保険料以外の債務がある場合は、その解消を助けるなどして徴収につなげているとのことです。

本委員会としましては、本保険制度が国民皆保険の中で重要な役割を担っていることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

予算総額を60億7,368万2,000円で編成するもので、計画期間を平成30年度から令和2年度までとする第7期介護保険事業計画の3年目です。計画期間の事業計画に基づき、給付費などを試算し保険料などが決定されています。要介護認定者数は、令和元年12月31日現在3,294人で、前年同月と比較し69人減少しています。

歳出において、まず、介護サービス給付費の合計額は55億8,445万9,000円で、令和元年度当初予算と比較し1.4%増加しています。主な要因は、令和元年10月からの消費税率改正に伴う介護報酬改定及び処遇改善加算の見直し並びに要介護認定3及び4の重度認定者数の増加によるものとのことです。

次に、地域支援事業の合計額は2億8,950万9,000円で、令和元年度当初予算と比較し1.6%減少しています。

審査に当たりましては、市内3カ所の地域包括支援センターの業務委託料として計上されている債務負担行為限度額の積算根拠についてただしました。執行部によりますと、各地域によって管轄面積等は異なるものの、センターへの配置が義務づけられている保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門職の person 費と施設における事務経費などを積算した結果、3施設とも同額の1億950万円を令和3年度から令和7年度に計上しているとのことです。

また、高齢化に伴う要介護認定者の増加及び人口減少による介護保険料の減収見込みを踏まえた今後の収支の見通しについてもただしました。直近では、令和2年度に次期介護保険事業計画を策定する際、令和3年度からの介護給付費見込み及び基金残高などを考慮して、保険料を決定していくこととなります。執行部によりますと、介護保険運営財源の半分は介護保険料で賄うため、介護給付費の増加は被保険者の負担増につながることから、介護予防に力を入れることで介護給付費の適正化に努める必要があるとの説明がありました。

た。この点について委員からは、介護予防普及啓発事業において前年度と比較し利用者の減少傾向が見られることから、啓発に力を注いでいただきたいとの意見が出されました。

本委員会としましては、高齢になっても元気に住み続けられる朝倉市の実現に欠かせない役割を果たす介護保険及び介護予防の取り組みの重要性を確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案令和元年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳出予算を50万円減額するものです。主な内容は、例年、当初予算で計上されている弁護士委託料及び裁判所への予納金などを、今年度は裁判がなかったため減額するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

事業勘定では、歳入歳出それぞれ3,840万4,000円を増額するものです。

歳入においては、国民健康保険特別会計の赤字補填のため、一般会計からの法定外繰入を行うもので、補正額は1億円とし、同時に財源組み換えを行います。

歳出においては、前年度の交付金などが確定したことによる返還金を計上するもので、補正額は3,840万4,000円です。

また、直営診療施設勘定では、歳入歳出それぞれ1,294万8,000円を増額するもので、決算剰余金を診療所の財政調整基金に積み立てるものです。

執行部によりますと、国民健康保険税の未収入額は平成23年度の6億7,633万5,000円から平成30年度には3億7,702万8,000円と約3億円縮減され、徴収率も年々改善してきているものの、被保険者の高齢化や低所得者の加入割合を考慮すると、国保会計単独での早期の赤字解決は非常に困難であるとのこと。朝倉市の1人当たりの医療費は増加の一途をたどっており、国保制度の県単位化という大きな改革に対応した前年度の財源確保にも苦慮する中、特別会計のみで赤字を解消する余力が残っておらず、今回の一般会計からの繰り入れという判断に至ったとの説明がありました。

審査に当たりましては、これまでの赤字解消の取り組みの経過と、一般会計からの繰り入れで赤字を補填することについての今後の考え方についてただしました。執行部によりますと、平成26年度及び平成27年度に一般会計からの赤字補填を行ったほか、適正課税や収納率向上にも継続して取り組んできたことで、一定の成果を上げているとのこと。ただし、1人当たり納付金を県内で統一するという将来的な見通しに対応した早期の赤字解消の見込みまでは立っておらず、再度の一般会計からの繰り入れに踏み切らざるを得なかったとの説明がありました。今後は、引き続き適正課税及び収納対策に取り組むとともに、財政部局との協議を行い、赤字の早期解消及び弾力性のある財政運営を目指していく

とのことです。

本委員会としましては、市の財政状況を見ても一般会計からの繰り入れは苦渋の決断であり、極力繰り入れをしなくて済むような財政運営の必要性を提起しながらも、特別会計のみでの早期の赤字解消が非常に困難であるという現状を鑑み、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案令和元年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出それぞれ1,706万3,000円を増額するものです。主に保険料収入の実績見込みと広域連合事務費及び保険基盤安定負担額並びに前年度の繰越金額の確定によるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第21号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い規定の整備を行うもので、条例の施行期日は令和2年4月1日からです。

学童保育所で放課後児童支援員として働くためには、規定に基づく研修を修了していることが必要となりますが、条例の附則に定める経過措置により令和2年3月31日までに研修の修了を予定しているものもみなし支援員として認めています。

本改正は、現行条例においてその研修修了予定期日を平成32年3月31日までとされていたものを、令和5年3月31日に改正するものです。これは、放課後児童支援員の要件を定めた国の基準が「従うべき基準」から、「参酌すべき基準」に見直されたことから、引き続きみなし支援員が必要であると市が判断し、期間を延長することとしたものです。

審査に当たりましては、本改正が放課後児童支援員をこれまで同様幅広く確保していくために必要な改正であることを確認しました。

本委員会としましては、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第2号議案令和2年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案令和2年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案令和2年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案令和2年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案令和元年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案令和元年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案令和元年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案朝倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案朝倉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第3号議案ほか12件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

(建設経済常任委員長 柴山恭子君登壇)

○建設経済常任委員長(柴山恭子君) ただいま議題となりました第3号議案ほか12件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第3号議案令和2年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてです。

簡易水道施設の設置個所及び給水区域は6カ所で、給水世帯数は76世帯となります。水道使用料は月額1,925円の定額制です。

予算総額は歳入歳出それぞれ479万3,000円とし、前年度に比べ3,384万円の減額となります。委員会で確認したところ、地元の意見により令和元年度において、矢野竹簡易水道水源枯渇対策井戸設置費補助事業を計画していましたが、地元協議を進める中で、地下水の水質に関し不安を感じる申し入れがあったため、事業を一度中止し、地元住民の意見を参考にしながら再度検討を行うことにしたため、簡易水道事業の予算は減額となったとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案令和2年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ67万8,000円で編成するものです。烏集院工業団地の管理業務として、調整池の周辺緑地帯などの除草や清掃などの管理業務及び下流域の民家地下水の水質調査を実施するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案令和2年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてです。

本市の工業用水はキリンビール福岡工場に送水しており、1日平均1万5,000立米の送水を予定しています。収益的収入及び支出については、収入を1億5,543万9,000円、支出

を1億1,104万9,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を3億9,764万7,000円、支出を4億734万3,000円で編成するものです。

主な建設改良事業である、キリンビールへの工業用水管更新事業費として3億9,769万4,000円が計上されており、事業費の2分の1である1億9,884万7,000円を、利水者であるキリンビールに負担を求めるものです。この事業は平成28年度から着手し、令和2年度は3工区を予定しており、管布設工事については令和2年度での完了を予定しているとのことでした。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は6億8,071万5,000円となるとのことでした。

本委員会といたしましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案令和2年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

給水戸数は1万132戸、1日の平均給水量は7,529立米を予定しています。収益的収入及び支出については、収入を6億3,695万円、支出を6億1,509万3,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を1億7,943万7,000円、支出を2億9,861万4,000円で編成するものです。

主要な建設工事として、来春・一木線の配水管布設工事、配水管災害復旧工事を行います。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は14億8,828万2,000円となるとのことでした。

水道事業は市民の命にかかわる大切な水に関する事業であるので、予算に沿って適正に事業を実施することを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案令和2年度朝倉市下水道事業会計予算についてです。

水洗化人口は2万9,182人、年間総処理水量は430万724立米、1日平均処理水量は1万2,149立米を予定しています。収益的収入及び支出については、収入を21億1,260万7,000円、支出を20億8,973万4,000円で編成するものです。資本的収入及び支出については、収入を16億1,932万2,000円、支出を22億4,566万2,000円で編成するものです。

主要な建設改良工事として、甘木・立石・馬田・福田地区などの流域関連公共下水道管渠建設事業に5億4,158万5,000円、三奈木地区の特定環境保全公共下水道管渠建設事業に5億8,192万8,000円、市設置型浄化槽整備事業に8,715万1,000円などを計上しています。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は1,915万3,000円となるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第13号議案令和元年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ3,138万1,000円減額し、726万1,000円とするものです。これは、第3号議案の報告でも説明しましたが、今年度計画していた矢野竹簡易水道水源枯渇対策井戸設置費補助事業を一度中止し、地元住民の意見を参考にしながら、再度検討を行うことにしたため、減額補正をするものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案令和元年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

工事関係の事業費の確定に伴い、資本的収入を700万円、資本的支出を1,400万円減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案令和元年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

建設工事費の減額に伴い、申告予定の消費税及び地方消費税見込み額の変更により、収益的収入を813万2,000円減額、収益的支出を1,156万7,000円増額するものです。

また、杷木地域の河川や道路の災害復旧工事などが令和2年度以降の実施になるものが増加したため、配水管布設替え工事などについても令和2年度以降に実施することとし、資本的収入を2億5,559万4,000円、資本的支出を2億7,070万1,000円減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案令和元年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてです。

事業費の確定によるものや河川や道路の災害復旧工事がおくれたことにより、あわせて行う下水道工事が実施できなかったことなどにより、収益的収入を1,215万2,000円、収益的支出を1,003万円、資本的収入を2億5,779万7,000円、資本的支出を2億3,000万円減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてです。

民法の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行うものです。主な改正として、1つ目は、近年身寄りのない単身高齢者が増加していることにより、今後公営住宅の入居に際し、保証人を確保することがより一層困難になることが懸念されるため、住宅困窮者への住宅供給という公営住宅の目的を踏まえ、連帯保証人を確保できないといった事態がないよう、保証人に関する規定を削除します。

2つ目は、賃貸借契約が終了し賃借物が返還された際、受領した敷金の額からそれまで

に使用した金銭債務の額を控除した残額について敷金返還債務が生じるが、賃貸人は敷金を未履行の債務の弁済に充てることができることなど明確化されたことに伴い、市が敷金を未履行の債務の弁済に充てることができることとする規定を追加します。

3つ目は、賃借人は賃借物の通常損耗や経年劣化については原状回復義務を負わない旨が明文化されたため、入居者が負担する修繕内容について明記します。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、地方自治法を引用している第6条について、「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改めるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案工事請負契約の締結についてです。

平成29年7月九州北部豪雨により被災した市道寒水・古賀線の災害復旧工事を行うに当たり、1億5,000万円を超える工事請負契約を締結するものです。

執行部によりますと、工事の概要については、全体の工事延長は126.2メートルで、工事延長86.7メートルのA地区と工事延長39.5メートルのB地区の2カ所となります。

A地区は、崩落した市道に軽量盛土工により盛土を行い、アンカー工や鉄筋挿入工、横ボーリング工により盛土箇所の崩落や地滑りなどを防止し、吹付法砕工で復旧を行うものです。

B地区は被災した市道法面をかご砕工により復旧を行うものです。

入札については、AランクとBランクの業者で結成された2つの共同企業体で行われ、落札率は99.48%とのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第26号議案市道路線の認定についてです。

まず、蓮町・日焼1号線、延長31.1メートル、幅員5.4～5.5メートルについては、建築基準法に規定する位置指定道路の認定を受けた道路用地の寄付を受けたため、認定するものです。

次に、山雀1号線、延長49.7メートル、幅員6メートルについては、市開発指導要綱に基づく開発行為により道路用地として寄付を受けたため、認定するものです。

次に、壱丁田1号線、延長97.6メートル、幅員6メートル、壱丁田2号線、延長29.7メートル、幅員6メートル、壱丁田3号線、延長29.2メートル、幅員6メートルの3路線は、平成29年7月九州北部豪雨の被災者や災害復旧事業により、代替地が必要な方を対象

とした旧久喜宮小学校跡地を活用する宅地分譲地の造成に伴い、整備する道路を認定するものです。

宅地分譲地の造成と道路の整備を同時に進めているため、計画段階で市道として認定しておく必要があり、道路完成時に道路部分の分筆を行い、一部の起点・終点の地先表示が変更となるため、告示内容の変更及び供用開始を行うとのことです。

委員会では現地調査を行い、延長や幅員等が認定基準に合致することなどを確認し、また、宅地分譲地の造成などを含む道路の整備について詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。

本会議におかれましても本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第3号議案令和2年度朝倉市簡易水道特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案令和2年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第8号議案令和2年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論

を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案令和2年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案令和2年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案令和元年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論をいたします。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案令和元年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案令和元年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案令和元年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第22号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第23号議案朝倉市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午前11時10分より再開いたします。

午前11時零分休憩

午前11時10分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第1号議案を議題とし、予算審査特別委員長

の報告を求めます。予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 鹿毛哲也君登壇)

○予算審査特別委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました第1号議案令和2年度朝倉市一般会計予算について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査につきましては4日間にわたり、歳入、歳出についての説明を受け、各課質疑を行うとともに、総括質疑を行い、慎重審査に努めたところでございます。

予算の概要につきましては、当初予算規模を414億円とし、昨年度予算額461億6,000万円と比較しますと、47億6,000万円、10.3%の減となっているところであります。

これは、地方創生事業を含む通常分について約24億円増の約288億円となったものの、平成29年7月九州北部豪雨災害等の関連予算については、災害復旧事業の進捗等により、約72億円減の約126億円となったためです。

災害関連予算は、平成30年度及び令和元年度からの繰越明許費等約92億円を合わせると、実質約218億円となり、昨年度に引き続き大規模な予算措置となっております。

歳入につきましては、市税において、法人市民税の税制改正の影響による減等が見込まれるものの、固定資産税の新築家屋分の増等が見込まれることから、前年度に比べて約6,000万円、0.8%の増となっております。

また、地方交付税及び臨時財政対策債については、令和2年度の地方財政計画において、前年度に比べ地方交付税が2.5%の増、臨時財政対策債が3.6%の減となっております。

これに地方税の増などを含む一般財源総額は、地方創生の推進、防災・減災対策等を安定的に取り組むために1.2%増となっております。

本市においては、前年度に比べ普通交付税は合併算定替えの段階的縮減はあるものの、基準財政需要額で公債費の伸びや地方法人課税の偏在是正措置により取り組む経費が創設されたことなどにより、1億円、1.8%の増、臨時財政対策債は8,000万円、11.4%の減、特別交付税は災害関連経費分の計上を見送ったことから10億円となっております。

これらのことから、歳入の根幹をなす市税、地方消費税交付金及び地方交付税等を含む一般財源総額は4億987万2,000円、2.6%の増となっております。

さらに、前年度に引き続き災害関連経費として財政調整基金等から25億円を繰り入れて財源調整を行ったとのことです。

本予算編成において、災害からの一日も早い復旧・復興と人口減少対策の両立、そして「第2次朝倉市総合計画」、「朝倉市復興計画」及び新たに策定する「朝倉市人口ビジョン・第2期朝倉市総合戦略」で、目指す朝倉市の姿の実現を加速させるべき考え方が示されました。

復旧期から再生期へ、目に見える復旧・復興事業の推進、一人でも多くの本格再建を目指し、すまいの再建やコミュニティ形成を支援としての「復旧・復興、防災力向上の取り

組み」、被災者を初めとする農家等が将来に明るい希望を持てるよう、新規就農支援や被災地の営農計画作成を着実に実施するための「農林業振興分野の取り組み」、暮らしやすさを実感してもらうための施策と先駆的な少子化対策を組み合わせ、暮らしやすい朝倉を効果的にPRするための「人口減少対策の取り組み」、新旧の地域資源を効果的に結びつけ、ダムや自転車を切り口に都市部や外国からの周遊、リピートにつなげ観光振興を図るための「観光振興の取り組み」、これら施策を効果的に推進するため、ふるさと納税を初めとする財源確保や働き方改革など組織構築のための「財源確保と体制構築の取り組み」、以上の5点に重点を置き、復興の先を見据えた新しい朝倉市の礎づくりを推進するための予算編成が実施されているところです。

本委員会といたしましては、この予算編成が市民の要求や期待に十分に応え得るものであるか、緊急性の度合い、不要不急なものがないか、また前年度の決算審査の質疑や意見をもとに、将来の財政状況分析がなされているかなど、さまざまな視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされたところであります。

各課質疑において、観光振興の取り組みの中、新規事業として「あさくら縁結び応援事業」について詳細にしました。執行部の説明によりますと、出会いからカップルとなるが、それ以上進行しない状況から、今後仲人さんを募集し、担当職員専門の相談員を設けるなど、しっかりとフォローアップしながら、結婚まで結びつきたいとの考えで、今後協議会を立ち上げ、制度設計をし、PR等を始め、最終的には100人の登録者数を目指すところであり、結婚後市内に定住してもらえるよう、商工、農林部局等との連携をとりながら、朝倉市の魅力を発信し、朝倉市に住みたいようなイベントを考えてやっていきたいとのことでした。

総括質疑においては、観光振興の取り組みとして、水源地コア山活用事業に600万円を計上されているが、小石川ダム周辺の整備資源としての活用において、コア山の利活用計画、維持管理、取得等構想について質疑がなされました。

これは、小石川ダム建設の際のコア材を採取する目的で水資源機構が取得した山であり、市内市外を問わず多様な人や団体に開放し活用を促す場として水源地涵養と観光振興を目的に、市の所有が最善との判断に基づくもので、具体的には植林活動やサイクルスポーツの場としての活用が想定され、3つのダムを市の重要な観光資源として積極的に活用するとともに、広く朝倉市を訪れる人たちの周遊やリピートへつなげていくために、コア山はそのポイントとなる地点に位置づけされており、復旧・復興の原動力として、民間の力を活用しながら、人口減少の歯どめ、そして水源地域を残していくなど、市で主体的関与が必要と考えているとのことでした。

次に、財源確保と体制構築の取り組みとして挙げられている働き方改革について、その計画及び本予算に反映されている事業等についての質疑がなされました。

令和2年度の各種事業を執行していく上で、職員の働き方なども留意しながら進めてい

くものであり、一時期に集中する事務については他課からの応援体制を強化するなどの取り組みを行っており、また、現行システム上においては使い方の工夫をすることで、事務の削減や効率化につながるものを幾つか検討しているとのことでした。

本予算を伴うものについては、ホームページのリニューアル事業、後期高齢者関連におけるシステム改修事務と国民健康保険証等封入封緘等業務委託にそれぞれ計上されており、これは市民の利便性向上と経費削減が期待され、また担当職員を削減できる効果、職員の負担軽減などが挙げられるとのことでした。

厳しい財政状況における限られた職員配置の中で、効率的な業務及びシステムの見直しや改善、また、やりがいのある職場環境づくりなどに向けた働き方改革を考えた体制づくりについてしつつあるところ、先進地の事例を検討材料として進めていき、一つ一つの積み重ねが大事であり、まずできるところから引き続き、改善委員会の中で継続して取り組み、山積みしている案件等具現化できるよう、取り組み、検討を重ねていくとのことでした。

最後に、事業を遂行する中で職員のやる気や意欲の醸成と事業の費用対効果を上げるなど重要性を踏まえ、行政事務改善検討委員会の設置後、検討された結果と反映された点についていたしました。

執行部の説明によりますと、会議のルール化に関しマニュアルの作成中で、また補助金の見直しについては一部成果が上がっている段階であり、その他、各種申請書統合様式等についても、引き続き検討中であるため、当委員会の中で協議を進め、継続して検討を重ねていくとのことでした。

討論、採決の結果、執行部の説明を了とすところであります。

平成29年7月九州北部豪雨災害発生から3年目を迎えることに加え、相次ぐ豪雨災害の影響を受け、いまだ厳しい状況が続いております。

これまでと同様に、被災者に寄り添い、復旧・復興事業の推進を最優先に取り組むとともに、さらに前進させ、また大型事業を含めさまざまな事業を延期・凍結・中止している状況の中、国の制度など有効な財源を最大限活用しながら、災害関連事業以外においても、財政状況を勘案して、各事業等の優先度を検討し、義務的経費も含め、効率のよい、そして効果のある行財政運営が行われることを期待し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会の審査の経過及び結論であります。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

6番小島副委員長。

○予算審査特別副委員長（小島清人君） ただいま説明がありました中で、補足説明をさせていただきます。

一つ項目だけ申し添えますが、歳入の根幹をなす「市民」というふうに説明があったかと思いますが、これを「市税」ということでお願いしたいと思います。

それからあさくら縁結び応援事業について詳細に「しっしました」ということでありましたが、「ただしました」ということでお願い申し上げたいというふうに思います。

それから水源地は、小石川ダム周辺の「整備資源」ということで説明がありましたが、これを「観光資源」ということで訂正をお願いしたいというふうに思います。

それから、ホームページのリニューアル事業、後期高齢者関連におけるシステム改修「事務等」という説明がなされましたが、これは「業務等」ということでお願い申し上げたいと思います。

それから、働き方改革体制づくりにおいて「しっしたところ」という説明がございましたが、「ただしたところ」ということでお願い申し上げたいということ。

それから、事務改善委員会の中で継続して取り組みで「山積み」とありますが、これは「山積している案件」ということでお願い申し上げたい。

それから事務改善検討委員会の設置後、検討された結果と反映された点について「しっしました」ということを、「ただしました」ということでの説明に整理をお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第1号議案令和2年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に第11号議案の審議を行います。それでは第11号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時41分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより追加議案の上程を行います。

本日、市長から議案4件の送付を受けました。これを一括上程し、市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には連日の御審議まことにありがとうございます。

ただいまから本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第27号議案朝倉市副市長の選任につきましては、朝倉市副市長中野信哉が本年3月31日に退職することに伴い、新たに右田博也を朝倉市副市長として選任することについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第28号議案朝倉市固定資産評価員の選任につきましては、朝倉市固定資産評価員中野信哉が本年3月31日に退職することに伴い、新たに右田博也を朝倉市固定資産評価員として選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第29号議案及び第30号議案の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の候補者に平田洋子及び本石敏明を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午前11時44分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。第29号議案及び第30号議案の2件は関連がありますので、一括議題

としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第29号議案及び第30号議案の2件は一括議題といたします。

これより追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第27号議案朝倉市副市長の選任についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第28号議案朝倉市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第29号議案及び第30号議案人権擁護委員の候補者の推薦についての2件を一括して議題といたします。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上で、議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第27号議案から第30号議案の4件については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに本会議において議決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第27号議案朝倉市副市長の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第28号議案朝倉市固定資産評価員の選任についてを議題とし、討論を行います。

御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第29号議案及び第30号議案人権擁護委員の候補者の推薦についての2件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

これより第29号議案及び第30号議案の2件を一括して採決いたします。第29号議案及び第30号議案の2件は原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第29号議案及び第30号議案の2件については原案のとおり全て同意されました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて令和2年度第1回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時48分閉会